

東都計審第15号
平成27年 2月18日

東近江市長 小椋 正清 様

東近江市都市計画審議会
会 長 森 川 稔

近江八幡八日市都市計画道路 東近江市決定 の変更について(答申)

平成27年1月29日付け、東都計第468号で付議された近江八幡八日市都市計画道路 東近江市決定 の決定については、東近江市都市計画審議会条例(平成17年条例第203号)第2条第1号の規定に基づき当審議会で慎重に審議した結果、案を適当と認めましたことを答申します。

東近江市長 小椋 正清 様

東近江市都市計画審議会
会 長 森川 稔

東近江市市街化調整区域等における地区計画制度の運用基準の一部改正について（答申）

平成 26 年 9 月 12 日付け、東都計第 260 号で諮問された東近江市市街化調整区域等における地区計画制度の運用基準の一部改正については、東近江市都市計画審議会条例（平成 17 年条例第 203 号）第 2 条第 2 号の規定に基づき当審議会で慎重に審議した結果、次の意見を付し答申します。

記

1. 運用基準第 13 条第 3 号(ア)の条文を次のとおり改められたい。
「建築物の用途は、製造業の工場（危険物の処理及び環境の悪化を招くものを除く。）若しくは物流施設又は研究施設とする。ただし、インターチェンジ周辺等においては、これらの用途のほかに、市長が地域振興に資すると認めた場合は商業施設も可能とし、地区整備計画において用途の制限を定めるものとする。」
2. 商業施設は、東近江市の生活圏に配慮して中心市街地及び地域拠点等に集約し充実させていくべきである。運用基準の改正によって、インターチェンジ周辺等に大型商業施設が立地し、中心商業地及び近隣商業地の衰退を招くことがないように、特に慎重な運用に努められたい。
3. インターチェンジを活用することによって、有効な土地利用と民間活力の導入を進め産業振興、雇用創出、交流人口の増大など、地域振興を図っていくことは重要な課題である。その場合、市内の製造業、流通業、商業、農林業などの既存産業と導入する産業との連携を図ることによって、地域内で循環する持続可能な経済システムの構築に努められたい。また、東近江市の大きな資産である広がりのある豊かな田園景観を阻害することがないように、十分な配慮に努められたい。